

平成 27 年 11 月 16 日

## Web サイト等を通じた旅行提案と旅行業法の関係が明確になりました ～産業競争力強化法の「グレーゾーン解消制度」の活用～

産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」について、経済産業省所管の事業分野の企業からの照会に対して、回答を行いました。

### 1. 「グレーゾーン解消制度」の活用実績

今般、事業者より、Web サイト等を通じて、地方の隠れた名所・人物等を紹介するような提案を行う事業が旅行業法の適用を受けるか否かについて、照会がありました。

国土交通省及び経済産業省で検討を行った結果、今般の照会事業については、旅行業法第 2 条第 9 号に規定する「旅行に関する相談に応ずる行為」に当たらず、旅行業法の適用を受けない旨の回答を行いました。

これにより、当該事業の実施を通じて、地方が当該地方のことを知らない潜在的な観光客に対して情報発信するための媒体が増えることにより、新たな観光需要の増進に資することが期待されます。

### 2. 「グレーゾーン解消制度」の概要

産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」は、事業に対する規制の適用の有無を、事業者が照会することができる制度です。

事業者が新事業活動を行うに先立ち、あらかじめ規制の適用の有無について、政府に照会し、事業所管大臣から規制所管大臣への確認を経て、規制の適用の有無について、回答するものです（本件の場合、事業所管大臣は経済産業大臣、規制所管大臣は国土交通大臣です）。

(本発表資料のお問い合わせ先)  
経済産業省 地域経済産業グループ  
地域新産業戦略室長 岩木 権次郎  
担当者：西川、近藤  
電話：03-3501-8794(直通)